# 岡山県庁ＩＰ電話サービス役務仕様書

1　役務名

岡山県庁ＩＰ電話サービス役務

2　役務場所

岡山市北区内山下二丁目４番６号

3　役務内容

岡山県庁舎用電話交換設備に収容する外線発信用ＩＰ電話回線でのＩＰ電話サービス役務

4　契約期間

令和９年１月１日～令和１０年５月３１日

5　役務仕様、回線構成

（１）岡山県庁ＩＰ電話サービス役務（以下「ＩＰ電話サービス役務」という。）に使用する回線

光ファイバー通信回線（１回線、通信速度最大概ね１Ｇｂｐｓ以上であること。）

（２）サービスの内容、仕様

ア　方　　式　　光直収方式

（法人向けサービスであること。）

イ　番号体系　　０ＡＢ～Ｊ番号

ウ　電話番号　　（０８６）２２６－＊＊＊＊の電話番号で設定すること。

エ　チャンネル数　　２０チャンネル

オ　電話番号数　　２０番号（すべて（０８６）２２６－＊＊＊＊とする。）

カ　通話種別　　国内電話（県内市外、県外)、国際電話の発信専用電話として使用する。(県庁電話交換機側で発信専用として制御)

キ　発番号表示　　ＩＰ電話回線の番号を表示する。

ク　通話品質　　ＩＰ電話の総合品質規定（総務省）のクラスＡ（固定電話並）とすること。

ケ　収容方法　　県庁電話交換機の IP 回線パッケージに収容

コ　機器構成　　機器構成例を別紙１に示す。

サ　回線監視・通知　回線を常時監視し、故障発生及び故障復旧時に電子メールにより通知すること。通知先のメールアドレスは専用のサイトから発注者が任意に登録

または変更可能とし、誤送信防止として、登録先が正しいことを確認するための送信テストを実施できること。

（３）県庁電話交換機の仕様

ア　設置場所　　県庁舎（本館）財産活用課分室内通信機器室

イ　交換機型式　沖電気工業株式会社製　DISCOVERYneo-KA2300A

ウ　光直収装置型式　沖電気工業株式会社製　VC-D01B

エ　内線回線数　２，９２４回線（外線発信可能な回線）

（４）役務提供期間中の使用予定通話時間

使用予定通話時間は別紙２のとおりとする。ただし、過去の実績を基に算出したものであり、役務提供期間中の最低数値として保証するものではなく、実際の通話時間は状況に応じて増減する。

６　役務場所への役務業務提供条件

（１）ＩＰ電話サービス役務の安定供給

役務期間中、５に示すＩＰ電話サービスを安定的及び継続的に役務提供すること。

（２）設置機器の提供形態

設置機器は原則として既設１９インチラック内の指定スペースに耐震性を考慮して固定するものとし、それ以上必要な場合は受注者の負担において設置するものとする。(指定スペース　　幅４４ｃｍ、奥行き４０ｃｍ、高さ３２ｃｍ)

（３）通話障害等発生時の対応

ＩＰ電話サービス役務に使用する回線等を受注者側において常時監視を行い、２４時間体制で速やかな復旧対応を可能とすること。

また、県係員より故障対応を指示した場合も同様の復旧対応を可能とすること。

（４）電話料金の請求

電話料金は、使用月の１日から末日までの使用分を翌月に電話料金として発注者に請求するものとする。

（５）役務期間満了時等の措置

ＩＰ電話サービス役務期間満了後において、設置機器が不要となった際は、受注者の負担において速やかにこれを撤去すること。

（６）役務期間開始における導入計画策定

ＩＰ電話サービス役務期間開始における切替作業について、既設の回線に接続された県庁電話交換機側の切替作業を考慮した回線および機器等の導入計画を策定し、発注者から事前に承認を得ること。

（７）役務期間満了時における調整

役務期間満了時期における切替作業について、切替日等調整が必要な事項については、円滑に行えるよう発注者と受注者とで協議する。

（８）県側工事箇所

ＩＰ電話サービス役務提供に係り、県側で工事を行う箇所については、受注者が設置した回線終端装置の出力から県庁電話交換機収容までの配線、県庁電話交換機のデータ、課金装置の設定（光直収装置の設定除く）を行うものとする。

7　各種料金

本役務に係る契約における各種料金の内訳は以下のとおりとする。

なお、各料金は一般的なものを掲げているので、必要に応じて追加、削除及び名称変更することができるものとする。

（１）初期導入費用

ア　回線工事費（光ケーブル敷設、番号設定費等を含む）

イ　機器取付費（回線終端装置、ラック水平棚等）

ウ　機器設定費（光直収装置）

エ　その他必要な費用

（２）月額固定料金

ア　光ファイバーケーブル月額利用料

イ　２４時間故障対応サービス

ウ　ＩＰ電話基本料

エ　チャンネル使用料

オ　追加番号

カ　ユニバーサルサービス料

キ　故障・復旧通知機能

ク　その他必要な費用

（３）通話料金単価

下記、ア～ウの通話種別ごとの指定する通話時間を１度数時間とする。

ア　県内市外通話に係る３分当たりの通話料金単価

イ　県外通話に係る３分当たりの通話料金単価

ウ　国際通話に係る１分当たりの通話料金単価

8　役務期間中における通話料金等算出方法

（１）通話料金

１か月単位で次の計算式にて算出する。

通話料金＝各通話種別ごとの通話料金（通話料金単価×通話時間）の合計。

（２）支払金額

１か月単位で次の計算式にて算出する。ただし、支払金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

支払金額＝月額固定費用＋通話料金＋月額固定費用及び通話料金に係る消費税及

び地方消費税相当額。

（注１）役務期間の最初の１か月のみＩＰ電話サービス役務初期導入費用を加算する。

（注２）国際通話料金の消費税及び地方消費税は非課税。

９　通話料金単価の変更

市場価格の変動等により、通話料金単価が適正価格から著しく逸脱した場合は、発注者と受注者との協議の上、変更することができる。

１０　その他

（１）ＩＰ電話サービス役務に使用する回線等を常時、故障受付及び復旧対応を行うこととし、故障時の連絡体制表を提出すること。

（２）ＩＰ電話サービス役務に使用する回線等の状態を常時監視し、故障発生及び故障復旧時に電子メールにより県が指示する複数の職員に通知を行うこと。

（３）ＩＰ電話サービス役務に使用する回線、設置機器の故障により、使用に不都合な状況となった場合、県係員の判断により県庁電話交換機においてＩＰ電話回線の閉塞を行う場合がある。

（４）ＩＰ電話サービス役務に使用する回線、設置機器の工事は、本仕様書によるほか、電気設備技術基準、電気通信事業法及びその他関係法令に準拠して工事すること。

（５）ＩＰ電話サービス役務に使用する回線、設置機器の工事の際、建物その他を損傷しないよう十分注意するとともに、損傷した場合は、発注者の指示に従い、同一材料をもって速やかに補修すること。

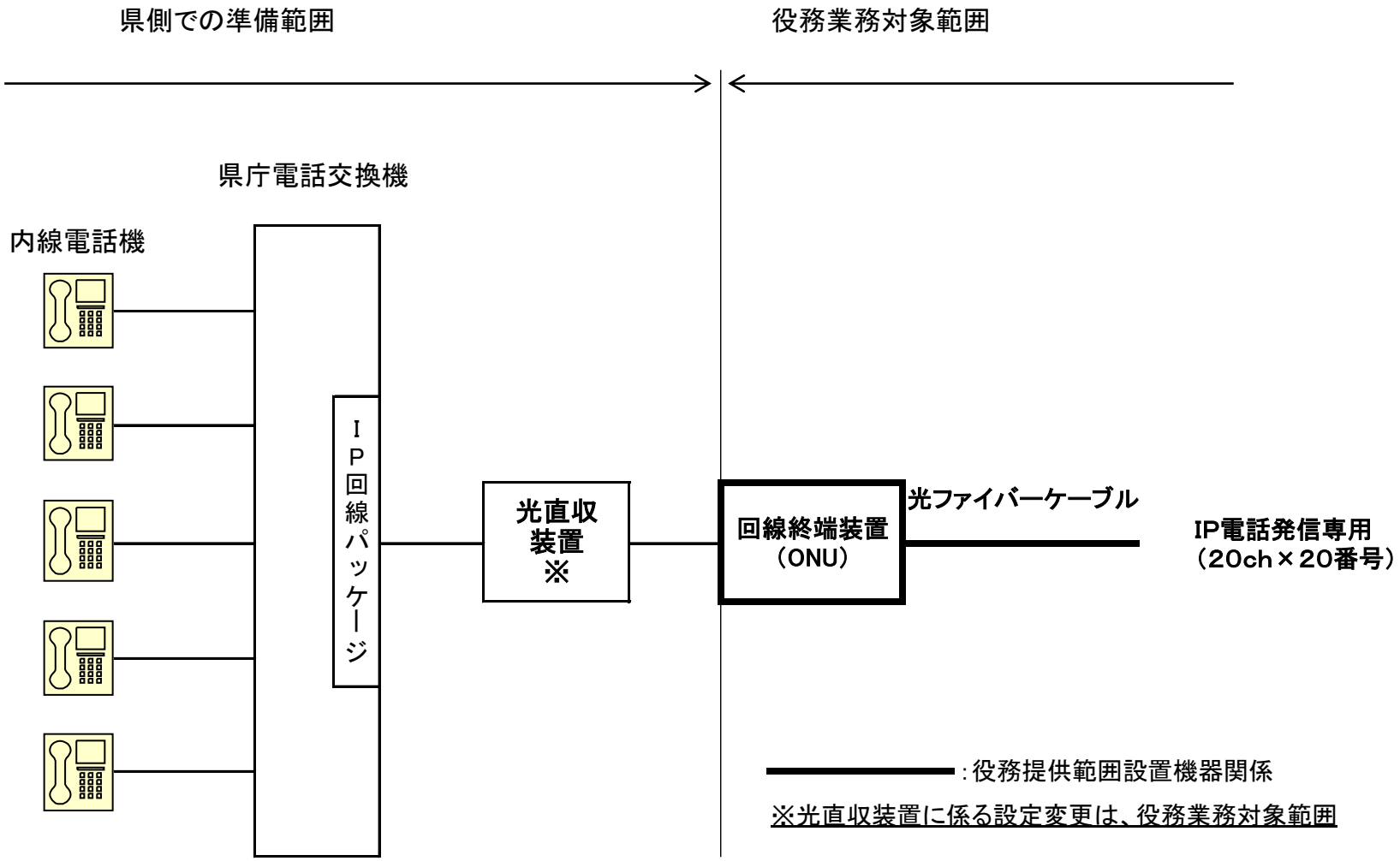
（６）別紙２の国際通話の主な相手国（過去の実績）に示す以外の国際通話の通話料金単価については、約款による通話料金単価とするが、他通信事業者が実施するＩＰ電話サービスの平均的な通話料金単価から著しく差異が生じないこと。

（７）本仕様書に明記されていない部分でも、本役務の提供に当然必要と認められる事項は、受注者の負担によるものとする。

（８）本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙１

# IP電話　機器構成例



別紙2

# 使用予定通話時間

（単位：分）

| | 県内市外通話 | 県外通話 | 国際通話<br>（参考） |
|---|---|---|---|
| 役務期間中の<br>使用予定通話時間 | 1,090,363 | 361,420 | 238 |

使用予定通話時間は、下記に示す過去の通話実績の月平均通話時間に岡山県庁IP電話サービス役務契約期間となる17月を乗じた時間とする。

＜参考データ＞

**過去の通話実績**

（単位：分）

| | 県内市外通話 | 県外通話 | 国際通話（参考） |
|---|---|---|---|
| 月平均通話時間 | 64,139 | 21,260 | 14 |

**国際通話の最近の通話実績**

（単位：分）

| 通話先 | 8月通話時間 |
|---|---|
| ベトナム | 29 |
| 計 | 29 |

# 参考内訳書

① ［初期導入料金］

**初期導入費用**　＿＿＿＿＿＿＿＿**円**（税抜き）

※岡山県庁ＩＰ電話サービス役務仕様書の７の（１）初期導入費用を参照

② ［月額固定料金］

**月額固定費用（岡山県庁ＩＰ電話サービス役務提供期間総額）**　＿＿＿＿＿＿＿＿**円**（税抜き）

| 内　　訳 | 金額（円）<br>（税抜き） | 備　　考 |
|---|---|---|
| 光ファイバーケーブル月額利用料 | | 回線終端装置含む |
| ２４時間故障対応サービス | | ＶｏＩＰゲートウェイは対象外 |
| ＩＰ電話基本料 | | １ｃｈ、１番号 |
| チャンネル使用料 | | １９ｃｈ分 |
| 追加番号 | | １９番号＋1番号（監視用） |
| ユニバーサルサービス料 | | ２１番号分 |
| 故障・復旧通知機能 | | |
| 合　　計　②´ | | （１か月分の月額固定費用） |

月額固定費用　ＩＰ電話役務期間総額

②´　　円×17月＝　　**円**

③ ［通話料金］

**通話料金　（岡山県庁ＩＰ電話サービス役務提供期間総額）**　＿＿＿＿＿＿＿＿**円**（税抜き）

| | 役務期間中の使用予定通話時間（分）<br>① | 通話度数（度数）<br>②<br>（①／③） | １度数時間<br>③ | 単価（円）<br>（税抜き）<br>④ | 通話金額（円）<br>（税抜き）<br>（②×④） |
|---|---|---|---|---|---|
| 県内市外通話 | 1,090,363 | 363,455 | 3分 | | |
| 県外通話 | 361,420 | 120,474 | 3分 | | |
| 国際通話 | 238 | 238 | 1分 | | |
| | | | | 合　計 | |

※岡山県庁ＩＰ電話サービス役務仕様書別紙２を参照

（注１）　県内市外、県外通話については、１度数当たりの通話時間を３分とする。

（注２）　国際通話料金は入札価格に含めない。

④ **［ＩＰ電話通話役務総額］**

（①初期導入費用＋②月額固定費用＋③通話料金　の合計金額を予定価格書の金額として記入してください。）

＿＿＿＿＿＿＿＿円　（税抜き）